

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和5年度④

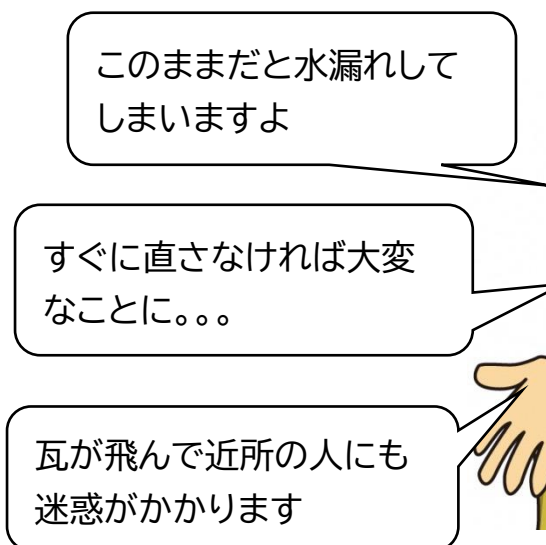
点検商法の手口と思われる相談が、**急増**しています。給湯器などの住宅設備の点検や、屋根・床下などの住宅の点検の事例があります。事例を知って、トラブルに遭わないよう気をつけましょう。

【相談事例からみる勧誘トーク】

① 訪問・点検のきっかけとなるトーク



② 消費者の不安をあおるトーク



③ 消費者の負担が軽くなると思わせるトーク



④ 次々に違う工事やサービスを勧誘するトーク

「外壁も傷んでいて工事が必要です」 「シロアリがいたので駆除しなければ」

【相談事例1】

突然、業者から「給湯器の点検をしている。」と電話があり承諾した。見てもらうと「10年経過していて危険。新しい給湯器に交換が必要。」と言われ、高額な契約をしてしまった。

【相談事例2】

「水回りの無料点検です。」と言って業者から電話があった。翌日、点検してもらったら「給湯器に問題はないが、給排水管が錆びていて、このままでは水漏れする。」と言われ、交換工事の契約をした。後で契約書を確認するとメーカー関連会社ではなく、不審なので解約したい。

【相談事例3】

自宅に突然「近くで工事をしているが、屋根瓦がずれているのが見えた。写真を撮って点検します。」と言って業者が来訪した。気になっていたので頼むと、2人で屋根に上り、撮影した瓦の写真を見せられた。「このままでは雨漏りするので工事は早いほうがよい。今なら資材の持ち合わせもあり、割引する。」と勧誘され、約100万円で瓦を固定する工事の契約をした。契約後、業者が帰ってから調べると、応急処置の工法のように信用できない。まだ工事前だが、クーリング・オフできるだろうか。

【相談員からのアドバイス】

・「無料で点検」などと訪問する業者は、言葉巧みに不安をあおり、契約を取り付けようとしています。突然、電話や来訪があっても、見知らぬ業者は安易に対応しないようにしましょう。

・点検を断ることが連絡できず訪問された場合には、インターホン越しに点検を断りましょう。

・その場ですぐに契約しないようにしましょう。複数の業者から見積りを取り、十分に比較・検討しましょう。

・クーリング・オフ等ができる場合もあります。

・点検商法による契約をきっかけに、同じ消費者に対し、不必要な契約を次々と契約させる「次々販売」へと繋がるケースもあります。

・特に高齢者の被害が多く報告されています。ご家族や周囲の人は、身近な高齢者に変わった様子がないか、家の中に見慣れない書類や名刺などがいないか、気を配りましょう。

・困ったときは、消費生活センターに相談してください。



※イラストは消費者庁イラスト集より

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015(市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)

土日祝日は 消費者ホットライン (局番なし) 188 午前10時～午後4時